



発行 東京都

目次

68

規則

- 東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）……………一
- 東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………一
- 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（環境局環境改善部大気保全課）……………二
- 東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部育成支援課）……………二
- 東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部食品監視課）……………五
- 食品製造業等取締条例施行規則を廃止する規則……………（同）……………五
- 東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則……………（病院経営本部サービス推進部事業支援課）……………五

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十七号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のよう

に改正する。

別記第二十三号様式（甲）（裏）、第二十三号様式（乙）（裏）、第二十三号様式（丙）（裏）、第二十三号様式（丁）その一、第二十三号様式（丁）その二、第二十三号様式（戊）、第二十九号の十様式、第三十号様式その一（裏）、第三十一号様式（裏）、第四十号様式（甲）（裏）、第四十号様式（乙）、第五十四号様式、第五十五号様式（裏）、第五十七号様式、第一百二号様式、第一百三十三号様式（甲）（裏）、第一百三十三号様式（乙）（裏）、第一百三十七号の二様式、第四百一十七号様式（裏）、第四百二十号様式、第二百一十一号様式（裏）、第三百三十七号の二様式、第四百一十一号様式（甲）その一（裏）、第四百一十一号様式（乙）（裏）、第四百一十一号様式（丙）（裏）、第四百四十一号様式（丁）、第四百四十九号様式、第四百四十九号の二様式、第五百四十四号様式及び第七十四号様式中「以後」を「から令和2年12月31日まで」に、「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」に改め、「」となり「」。の次に「令和3年1月1日以後の期間においては、年14.6%の割合に該当する期間については、延滞金特別基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%、下限年0.1%）、年7.3%の割合に該当する期間については、延滞金特別基準割合に年1%を加算した割合（上限年7.3%、下限年0.1%）となり「」を加える。

附則

- この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都都税条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第九十八号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則（平成十四年東京都規則第百八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第十二号様式中「以後」を「から令和2年12月31日まで」及び「租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法」に改め、「」となります。」の次に「令和3年1月1日以後の期間においては、年14.6%の割合に該当する期間については、延滞金特別基準割合（各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%を加算した割合）に年7.3%を加算した割合（上限年14.6%、下限年0.1%）、年7.3%の割合に該当する期間については、延滞金特別基準割合に年1%を加算した割合（上限年7.3%、下限年0.1%）となります。」を加える。

附則

- 1 この規則は、令和三年一月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則別記第十二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第九十九号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成十三年東京都規則第三十四号）の一部を次のように改正する。
第四条の九の二第二項及び第四条の十六第四項中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

第七十条第一号及び第二号中「又は喫茶店営業」を削る。

附則

- 1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。
- 2 食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百二十三号。以下「改正政令」という。）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例により営業を行うことができるとされている者のうち改正政令による改正前の食品衛生法施行令（昭和二十八年政令第百二十九号）第三十五条第二号の喫茶店営業を行っているものに対するこの規則による改正後の都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第七十条第一号及び第二号の規定の適用については、改正政令附則第二条第一項に規定する食品衛生法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十六号）第二条の規定による改正前の食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第五十二条第三項の有効期間の満了の日までは、なお従前の例による。

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第百号

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

東京都女性福祉資金貸付条例施行規則（昭和四十五年東京都規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条の二中「別表」を「別表第一（修学資金の貸付けについては、児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）第四条に規定する計算方法に基づき算出したその者の前年の所得が六百八十二万円（扶養親族等（当該資金の貸付けを受けようとする者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「同一生計配偶者等」という。）並びに当該貸付けを受けようとする者の同一生計配偶者等ではない子（孫その他の直系卑属を含む。以下同じ。）で、当該貸付けを受けようとする者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものをいう。）が二人以上の場合にあつては、前年の所得について、六百八十二万円に扶養親族のうち一

人を除いた扶養親族等一人につき三十八万円を加算した額) を超える場合は、別表第二に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、修学資金の貸付けにより修学をする者が大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。以下「大学等修学支援法」という。)第三条に規定する大学等における修学の支援(以下「大学等修学支援」という。)を受けることができる場合は別表第一又は別表第二に規定する修学資金の貸付けの限度額から当該修学をする者が受ける独立行政法人日本学生支援機構法(平成十五年法律第九十四号)第十七条の二第一項に規定する学資支給金の月額と大学等修学支援法第八条第一項の規定による授業料の減免の年額を十二で除して得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)との合計額に相当する額を控除して得た額(その額が零を下回る場合には、零とする。)と、就学支度資金の貸付けにより就学をする者が大学等修学支援法第八条第一項の規定による入学金の減免を受けることができる場合は別表第一に規定する就学支度資金の貸付けの限度額から当該減免の額に相当する額を控除して得た額とする。

第四条の二中「(孫その他の直系卑属を含む。以下同じ。)」を削る。

第十四条第三項中「前項第二号」を「前項第三号」に改め、同条第四項中「第二項第五号」を「第二項第六号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(大学等修学支援を受けることとなつた場合の修学資金及び就学支度資金の取扱い)

第十四条の二 修学資金又は就学支度資金の貸付けを受けた者は、自己又は自己以外の者で当該資金の貸付けにより修学し、又は入学するものが大学等修学支援を受けることとなつたときは、既に交付を受けた貸付金(修学資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる月分のもの、就学支度資金にあつては当該大学等修学支援の対象となる入学に係るものに限る。以下この条において同じ。)のうち、その者が受けた大学等修学支援の額に相当する額(当該額が既に交付を受けた貸付金の額を上回る場合は、当該貸付金の額)について、当該大学等修学支援を受けた日から六月以内に償還しなければならない。

別表修学資金の部四の項中「七九、五〇〇円」を「九八、五〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「一一五、〇〇〇円」に改め、同部五の項中「七六、五〇〇円」を「九六、

五〇〇円」に改め、同部六の項中「七九、五〇〇円」を「九三、五〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「一一三、〇〇〇円」に改め、同部七の項中「六七、五〇〇円」を「七一、〇〇〇円」に、「七六、五〇〇円」を「一〇八、五〇〇円」に改め、同部八の項中「八一、〇〇〇円」を「一一八、五〇〇円」に、「九六、〇〇〇円」を「一二四、〇〇〇円」に改め、同部十二の項中「七六、五〇〇円」を「七八、〇〇〇円」に改め、同部十三の項中「七九、五〇〇円」を「八九、〇〇〇円」に、「九〇、〇〇〇円」を「一二六、五〇〇円」に改め、同部十四の項中「四八、〇〇〇円」を「四九、五〇〇円」に改め、同表就学支度資金の部小学校の項中「六三、一〇〇円」を「六四、三〇〇円」に改め、同部中学校の項中「七九、五〇〇円」を「八一、〇〇〇円」に改め、同部高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校又は各種学校の項貸付けの限度額の欄を次のように改める。

一六〇、〇〇〇円
(私立の高等学校又は専修学校の高等課程へ入学する場合にあつては、

四二〇、〇〇〇円
国、地方公共団体、国立大学法人若しくは公立大学法人が設置する大学若しくは短期大学、国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構若しくは公立大学法人が設置する高等専門学校又は国、地方公共団体若しくは国立大学法人が設置する専修学校の専門課程へ入学する場合にあつては、
四二〇、〇〇〇円
国、地方公共団体、国立大学法人又は公

立大学法人が設置する大学院へ入学する場合にあつては、三八〇、〇〇〇円
 私立の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程へ入学する場合には、五九〇、〇〇〇円
 各種学校へ入学する場合には、二八二、〇〇〇円

別表備考中「による」の下に「。別表第二において同じ」を加え、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。
 別表第二(第二条の二関係)

区	分		貸付けの限度額	
	一	二		
五 国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する短期大	一 国、地方公共団体は国立大学法人が設置する高等学校	自宅通学	月額 二七、〇〇〇円	
	二 私立の高等学校	自宅通学	月額 三四、五〇〇円	
		自宅外通学	月額 四五、〇〇〇円	
	三 国、地方公共団体、独立行政法人国立高等専門学校機構又は公立大学法人が設置する高等専門学校	自宅通学	月額 五二、五〇〇円	
		自宅外通学	月額 三一、五〇〇円	
	四 私立の高等専門学校	第一学年から第三学年まで	自宅通学	月額 三三、七五〇円
		第一学年から第三学年まで	自宅通学	月額 七六、五〇〇円
			自宅外通学	月額 四八、〇〇〇円
		第四学年及び第五学年	自宅通学	月額 五二、五〇〇円
	五 国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する短期大	第四学年及び第五学年	自宅通学	月額 八九、〇〇〇円
自宅外通学		月額 一〇二、五〇〇円		
五 国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する短期大	自宅通学	月額 六七、五〇〇円		
	自宅外通学	月額 六七、五〇〇円		

附 則	修 学 資 金		学
	一	二	
<p>1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の東京都女性福祉資金貸付条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第二条の二並びに別表第一及び別表第二の規定は、令和二年四月一日以降の申請に係る女性福祉資金の貸付けについて適用し、同日前の申請に係る女性福祉資金の貸付けについては、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の規則第十四条の二の規定は、令和二年四月一日前に交付を受けた修学資金及び就学支度資金の貸付金のうち、当該資金の貸付けを受けた者又はその者以外の者で当該資金の貸付けにより修学をし、若しくは入学するものが令和二年四月一日以後</p>	十四 専修学校の一般課程	自宅外通学	月額 八六、五〇〇円
	十三 私立の専修学校の専門課程	自宅通学	月額 八四、五〇〇円
		自宅外通学	月額 一〇八、五〇〇円
	十二 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の専門課程	自宅通学	月額 六七、五〇〇円
		自宅外通学	月額 七七、五〇〇円
	十一 私立の専修学校の高等課程	自宅通学	月額 五二、五〇〇円
		自宅外通学	月額 四五、〇〇〇円
	十 国、地方公共団体又は国立大学法人が設置する専修学校の高等課程	自宅通学	月額 三四、五〇〇円
		自宅外通学	月額 二七、〇〇〇円
	九 大学院	自宅通学	月額 一三二、〇〇〇円
		自宅外通学	月額 一八三、〇〇〇円
	八 私立の大学	自宅通学	月額 九二、五〇〇円
		自宅外通学	月額 九五、〇〇〇円
	七 国、地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学	自宅通学	月額 六一、五〇〇円
自宅外通学		月額 一一〇、五〇〇円	
六 私立の短期大学	自宅通学	月額 八六、五〇〇円	
	自宅外通学	月額 一一〇、五〇〇円	

に受ける大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第三条に規定する大学等における修学の支援の額に相当する額についても適用する。

東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百一号

東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則

東京都食品安全条例施行規則（平成十六年東京都規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条を削る。

第四条中「別記第一号様式」を「別記様式」に改め、同条を第三条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り上げる。

第八条及び第九条を削る。

別記第二号様式及び第三号様式を削る。

別記第一号様式中「~~表4~~」を「~~表3~~」に、「~~ちゃんせ~~」を「~~せせ~~」に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

1 この規則は、令和三年六月一日から施行する。

2 この規則の施行前に、東京都食品安全条例の一部を改正する条例（令和二年東京都条例第六十九号）による改正前の東京都食品安全条例（平成十六年東京都条例第六十七号）第二十三条第一項の規定に基づき知事に報告があった場合については、この規則による改正前の東京都食品安全条例施行規則（以下「旧規則」という。）第九条及び別記第三号様式の規定は、この規則の施行の日以後も、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際、旧規則別記第一号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

食品製造業等取締条例施行規則を廃止する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百二号

食品製造業等取締条例施行規則を廃止する規則

食品製造業等取締条例施行規則（昭和二十八年東京都規則第百八十三号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和二年六月十七日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第百三号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立病院条例施行規則（昭和三十六年東京都規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号に次のように加える。

(四) 患者申出療養に係る診療料

経皮的乳がんラジオ波焼灼療法 一回 四十一万七千八百円

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む。)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

